

# 松井かずみ後援会会報

平成26年9月発行



## ごあいさつ

豪雨災害による被害のお見舞いを申し上げます  
 このたびの広島市8・20豪雨災害によりお亡くなりになられた方々に、心からご冥福をお祈りします。また被害を受けられた多くの方々には、心からお見舞い申し上げます。  
 現在、全市をあげて早期復旧に取り組んでいます。一日も早く被災された皆様の生活の立て直しができますよう、対応してまいります。

後援会会員の中にも被害を受けられた方、親戚知人が被害を受けられた方がおられるのではないのでしょうか。今回の豪雨災害への対応については現在も進行中ですが、今後とも全力をあげて取り組んでゆく所存です。

後援会会員の皆さまにおかれましては、今後ともご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

今回、後援会より会報第2号が発行されました。第1号で「広島のまちづくり」の大まかな内容をお知らせしましたが、今回からそれらの内容について、いま少しくわしく掲載されております。

会員の皆さま、またご家族でお読みいただき、私が市長就任以来、進めている「広島のまちづくり」の取り組みについて、少しでも身近に感じていただければ幸いです。

## 後援会総会開催される

去る6月21日、松井かずみ後援会総会並びに「松井かずみを囲む会」が開催されました。

総会では決算報告、役員改選、規約改定等を審議承認いただきました。

総会に続く「松井かずみを囲む会」では既存会員に加えて、新たに後援会入会をいただいた方々とともに実施されました。

会の初めに松井市長が登壇、市政にかかるミニ講演がありその後「松井さんを支える会」副会長の椋田様の音頭で乾杯、懇親会へと移りました。

松井市長は夫人とともに各テーブルを廻り、参加者の皆さんと親しく語り合いました。

本会において会員同士の親睦を深めるとともに、後援会として松井かずみを応援する絆が、いっそう深まりました。



## 後援会事務局だより

今回、松井かずみ後援会報第2号を発行いたしました。「広島のまちづくり」各論を2、3ページに掲載しております。

また、最終ページで後援会入会にかかる、会費や寄附金の扱い等について少しくわしく説明しております。ご一読ください。本会において会員同士の親睦を深めるとともに、後援会として松井かずみを応援する絆が、いっそう深まりました。



# 松井市長の目指している広島の「まち」づくり その2

前回(会報第1号)の総論に続いて広島都市づくり・まちづくりについて各論を掲載します

## まちづくりの基本的な考え方

世界に誇れる『まち』の三つの要素

- ・活力とにぎわい
- ・ワーク・ライフ・バランス
- ・平和への思いの共有

まちには「活力とにぎわい」というしっかりとした土台があり、その上では、市民一人一人が生き生きと暮らし、平和への思いを持ちながら自らの暮らすまちに愛着を感じている。まちに愛着を感じるようになると、他人にまちを誇りたくなる。住んでいる市民が世界に誇ることができる。そのようなまちを実現したい。

## 世界に誇れるまち三つの要素



## 地域コミュニティの再生

まちに愛着を感じる、それぞれの市民の思いや行動が大きなまちづくりの輪となっていくためには、地域の、「地域コミュニティ」の再生が不可欠。その前提として「地域経済の発展」も重要。

## 真の分権型社会の実現

「地域コミュニティの再生」には「真の分権型社会の実現」が欠かせない。

住民の皆さんの意向を踏まえた実践的、自律的な行政の展開をするためには基礎自治体が力を付けることが必要基礎自治体強化のため真の分権型社会の実現がいるこのことで「地域コミュニティの再生」が円滑に進み広島市が目指す、世界に誇れる「まち」に近づく

## 世界に誇れる「まち」の実現

## 地域コミュニティの再生

「自分たちのまちは自分たちで創る」という考えの下、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、住民の皆さんが自ら主体的に行動

## 安全や安心、ゆとり、豊かさ を享受できるまちの実現

- 高齢者の地域支え合い
- 住宅団地の活性化
- 待機児童の解消
- 知・徳・体の調和のとれた教育の推進などに取組み

## 「地域コミュニティの再生」のベース

地域経済の発展  
地域に活力、地域経済の持続的な発展  
「地域経済の牽引力の向上」・「地域経済の活動基盤の強化」

地域コミュニティがしっかりとするためには、その土台となる地域に活力がなくてはならない  
つまり、地域経済の持続的な発展が必要で二つの要素がある。

# 「まち」づくり —広島市、行政としての「まち」づくり—

まちづくりを推進するための体制の構築

地域コミュニティ再生のために

## 行政サービスの供給の仕組み……再構築

市民のまちづくりへの思いや行動を行政がくみ取りながら、  
広島市全体としてのまちづくりを推進

## 真の分権型社会

市民の意向に沿った行政運営ができる社会

基礎自治体の機能強化につながる道州制や新たな大都市制度の導入を目指しつつ、  
現行制度の枠内でも実現可能な取組を積極的に実施

国・県との連携

近隣市町との連携

区役所の役割強化

上記のような考え方の下で、市民サービスの向上を図るべく、国・県との連携、  
近隣市町との連携、区役所の役割強化等の取組を進めている。

「地域コミュニティの再生」のベースである地域経済の持続的発展の二つの要素

## 地域経済の発展

### 地域経済の牽引力の向上

#### ■海の玄関の整備

広島港を中心とした臨海部とその  
後背地

#### ■生鮮食料品等の円滑な流通の確保

市場を取り巻く環境の変化等を踏  
まえた、中央市場整備計画の検討。

#### ■新成長ビジネスの育成

医療・福祉関連分野等の新製品・  
新技術の開発や事業化を支援。

#### ■産・学・官による人材育成

きめ細やかな中小企業支援や産・学・  
官の連携による人材育成を実施。

### 地域経済の活動基盤の強化

#### ■公共施設の主体的な管理

市民生活を支える公共施設について、  
住民に身近な本市が自ら主体的に管理。

#### ■施設の長寿命化

経済活動を支える基盤となるイン  
フラ資産の適切な維持保全。

#### ■公共交通の最適化

都市の内外を結ぶ広域交通ネット  
ワークの強化と都市内交通の充実。

#### ■財政基盤の健全化

「選択」と「集中」の考え方の下、事務・  
事業の見直しに不断に取り組む。

## 松井かずみ後援会 入会のご案内

松井かずみ後援会は松井かずみの政治活動を支援することを目的とする団体です。  
よりよい広島市政の発展を願い、講演会・座談会・研修会等の開催や、関係諸団体との連携、会員相互の親睦を深める活動等を行います。  
本後援会は、松井かずみを応援していただける個人の方なら入会いただけます。  
広島市を「世界に誇れるまち」にするため、今後とも全力投球できるよう多くの方々のご協力・ご支援をお願いいたします。

【年会費】 2,000円(平成26年度は本金額でお願いします)  
※法人・団体等からお受けすることはできません。個人でのご入会をお願いします。  
※年会費を上回るご入金につきましてはご寄附とさせていただきます。

### 【入会申込】

入会申込は別紙「後援会入会のしおり」に添付のハガキをご利用ください。

### 【会費振込先】松井かずみ後援会

下記いずれかの方法で入会者氏名(個人名)にてお振込願います。

・郵便局振込の場合

- ① 振込取扱票(入会のしおり同封)による振込。振込手数料不要です
- ② 広島西郵便局 記号15110 番号6835141

振込手数料各自負担

・銀行振込の場合

広島銀行本店営業部(普通)口座番号 3890253

振込手数料各自負担



## 松井かずみ後援会事務所

〒730-0806 広島市中区西十日市町10-12第3西十日市ビル303  
E-Mail matsukoenkai@ae.auone-net.jp Tel:082-233-2467 Fax:082-233-2478

### 後援会入会と寄附(政治献金)についての注意事項

松井かずみの政治活動は、みなさまの「浄財」のみに支えられています。

政治資金規正法では、政治家個人への寄附が認められておりません。代わって松井かずみ後援会(政治団体)が、みなさまからお受けした会費やご寄附をもとに、松井かずみを支援してゆきます。この流れをご理解いただき、なにとぞ後援会へのご入会、あわせてご寄附をよろしく願いいたします。

**※政治団体への会費、ご寄附につきましては、政治資金規正法により規制がございます。**

**会 費** ・法人、団体等からお受けすることができません。個人でのご入会をお願いします。

・年会費を上回るご入金分につきましてはご寄附とさせていただきますのでご了承ください。

**寄 附** ・法人、団体等からお受けすることができません。個人でのご寄附をお願いします。

匿名での寄附は禁止されております。

・日本国籍を有する方のみが、寄附をすることができます。

・年間150万円を超える寄附を同一の政治団体にすることはできません。また合計して年間1,000万円を超える寄附をすることはできません。

・年間5万円(年会費を除く)を超える寄附、または5万円以下(年会費を除く)であっても寄附金控除を受けることをご希望の場合には、収支報告書に「寄附年月日、金額、氏名、住所、職業」が公表されます。

・収支報告書に記載された方は、所得税の確定申告で寄附金控除を受けることができます。

※確定申告時には「寄附金の領収書(写)」を添付して申告していただき、4月初旬までに後援会より「寄附金控除のための書類」をお送りしますので、到着後すみやかに税務署に提出していただく必要があります。・ご不明な点は後援会事務所へお問合せください。